

令和 7 年 1 0 月 2 日

阿久比町長 田 中 清 高 様

阿久比町水道料金及び下水道使用料審議会

会 長 荻 原 光 雄

適正な水道料金の在り方について（答申）

令和 6 年 1 2 月 1 9 日付け 6 阿上下第 1 7 9 号で諮問のありましたこのことについて、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1. はじめに

阿久比町では、町民の健康と快適な生活環境の確保及び公衆衛生の向上を目的として、昭和 3 8 年に水道事業を開始し、以来、町の発展にあわせて事業を拡張して、安定的な水の供給体制の構築に努めてきた。

現状、阿久比町水道事業は、公営企業会計の基本である「独立採算の原則」に基づき、主に料金収入で経営を行っている状況ではあるが、近年は、節水機器の普及や人口減少に伴う給水量・料金収益の減少、さらには施設更新費用の大幅な増加が見込まれており、水道料金体系の見直しやコスト削減など経営の最適化が避けられない状況にある。

また、物価高騰や県営水道の料金改定により、町が負担する受水費等も今後さらに増加する見込みであり、経費全体の圧迫要因となっている。さらに、今後は創設期の水道施設の多くが更新時期を迎えることから、災害時にも機能を維持することができるよう、計画的な更新や耐震化を適切に実施していくことが喫緊の課題となっている。

このような状況のもと、引き続き安全で安心な水道サービスを安定的に提供し続けるためには、適切な料金水準の設定が重要な政策判断となる。

本審議会では、こうした水道事業の現状と将来見通しを踏まえ、諮問事項である「適正な水道料金の在り方」について、公営企業としての責務と社会的役割の両面から、多角的な視点に立って慎重に審議を行った。

２．答申内容

水道は、健康で快適な生活環境の確保と公衆衛生の向上のために欠かすことのできない重要な社会基盤である。将来世代のためにも、安定した経営基盤を維持する必要がある。

安定した経営基盤を維持するためには、経営戦略やアセットマネジメントに基づく計画的な水道施設の更新や経費削減などの経営努力を継続することが前提となるが、次のとおり水道料金を改定すべきである。

- (1) 料金算定期間は、令和８年度から令和１２年度までの５年間とする。
- (2) 二部料金制、累進料金制及び用途別料金体系を継続する。
- (3) 基本水量制を廃止し、従量料金の水量区分を細分化する。
- (4) 平均改定倍率は、１．１０倍とする。
- (5) 用途ごとの基本料金は、家事用においては１，２８０円/月、営業用・官公署用においては１，３３０円/月とし、臨時用は変更無しとする。
- (6) 水量区分ごとの単価は、累進性を確保しつつ、使用水量の状況等に応じて改定倍率を適切に調整する。

水道料金表

家事用（種別：専用・共用）

（１ヵ月あたり・税抜き）

		改定前	改定後	改定倍率	改定額
基本料金（円/月）			1,280 円	1.07	80 円
従量 料金 （円/ｍ ^３ ）	10 ｍ ^３ まで	1,200 円	7 円	—	7 円
	11～ 20 ｍ ^３	135 円	157 円	1.16	22 円
	21～ 30 ｍ ^３	160 円	173 円	1.08	13 円
	31～ 40 ｍ ^３		175 円	1.09	15 円
	41～ 50 ｍ ^３				
	51～100 ｍ ^３	200 円	200 円	1.00	0 円
	101 ｍ ^３ 以上		205 円	1.03	5 円

営業用・官公署用（種別：専用）

（１ヵ月あたり・税抜き）

		改定前	改定後	改定倍率	改定額
基本料金（円/月）		1,250 円	1,330 円	1.06	80 円
従 量 料 金 （円/ｍ ³ ）	10 ｍ ³ まで		8 円	—	8 円
	11～ 20 ｍ ³	160 円	183 円	1.14	23 円
	21～ 30 ｍ ³	200 円	218 円	1.09	18 円
	31～ 40 ｍ ³		220 円	1.10	20 円
	41～ 50 ｍ ³				
	51～100 ｍ ³	240 円	240 円	1.00	0 円
	101 ｍ ³ 以上		245 円	1.02	5 円

臨時用（種別：専用）

（１ヵ月あたり・税抜き）

		改定前	改定後	改定倍率	改定額
基本料金（円/月）		2,300 円	2,300 円	1.00	0 円
従 量 料 金 （円/ｍ ³ ）	10 ｍ ³ まで		350 円	—	350 円
	11～ 20 ｍ ³	350 円	350 円	1.00	0 円
	21～ 30 ｍ ³				
	31～ 40 ｍ ³				
	41～ 50 ｍ ³				
	51～100 ｍ ³				
	101 ｍ ³ 以上				

3. 答申に至った理由

(1) 二部料金制、累進料金制及び用途別料金体系の継続

阿久比町水道事業の料金対象経費の大部分（約 8 割）は固定費となっており、事業の安定経営を考えると、そのすべてを基本料金で賄うことが適当である。しかし、その場合の基本料金は高額となり、単身世帯などの少量使用者の負担割合が大きくなりすぎ、現実的ではない。

したがって、固定費の内、水量に由来する負担を従量料金に、残りの固定的にかかってくる負担を基本料金に配分する料金体系の継続が適当である。

また、従量料金については、大量使用の抑制や少量使用者の激変緩和措置として、累進性を継続することが適当である。さらに、料金体系の大幅な変更による影響を緩和するため、用途別料金体系についても継続する。

(2) 基本水量制の廃止

基本水量制については、水道料金改定業務の手引き（平成 29 年 3 月発行 日本水道協会）において「漸進的に解消するもの」とされているほか、使用水量が 10 m³/月以下の世帯においては、使用水量が異なっても料金が変わらないことへの不平感が出ることも想定される。また、節水意識が阻害されて SDGs の観点からも逆効果となる。

したがって、基本水量制を廃止することが適当である。

(3) 従量料金の水量区分の細分化と単価の設定

従来の水量区分のままでは、料金改定時に一部の使用者に急激な負担増が生じる可能性がある。阿久比町の使用水量の状況等を鑑み、現状より細分化しつつ適切な単価を設定することで、段階的な料金調整が可能となり、使用者への負担感を和らげる効果が期待できるとともに、節水意識の向上を図ることができる。

したがって、従量料金の水量区分を従来よりも細分化し、6 区分としつつ、使用水量の状況等に応じた水量区分ごとの単価設定を行うことが適当である。

(4) 平均改定倍率 1.10 倍

今後必要となる管路更新費用や将来的な財政状況、今後の料金改定予定等を鑑み、今回改定では町全体の水道料金収入が現状より 10 % 増加するよう、平均改定倍率を 1.10 倍と設定することが適当である。

(5) 基本料金の設定

固定費すべてを基本料金に充てた場合、基本料金は高額となり、現実的ではない。そこで、近年の水量実績から施設能力に対する余裕率を算定した結果及び物価変動を考慮した結果により、今回改定では基本料金を家事用においては1,280円/月、営業用・官公署用においては1,330円/月と設定することが適当である。また、臨時用の基本料金については、件数が限定的であることから変更しないこととする。

(6) 改定時期

令和12年度までの5年間における料金の改定は、平均改定率1.10倍とするが、今後も5年間隔で料金改定を検討することが適当である。また、住民周知に必要な期間や、令和9年度に下水道使用料の2段階目の改定が実施されることを勘案し、令和8年10月に改定を実施することが適当である。

4. 附帯意見

- (1) 基本水量制廃止に伴う影響の緩和措置として、用途別料金体系を維持することについては適当であると考えるが、客観性の観点で課題が残るため、次回改定時には口径別料金体系への移行の必要性について検討すること。
- (2) 阿久比町水道事業の経営維持、改善の努力等を今後も継続し、その内容を広く使用者に公表すること。
- (3) 今後も定期的に料金改定の検討を実施し、安定した経営基盤の維持に向けて努力すること。
- (4) 水道事業を取り巻く環境が変わる中、制度や政策については見直しがされているため、日々の情報収集等にも努めること。